

大学生を中心とした若者等の関係人口構築事業 業務委託仕様書（案）

1 件名

大学生を中心とした若者等の関係人口構築事業

2 目的

奥三河地域（※1）の人口減少率は県内で最も高く、今後も一層の人口減少が進むことが見込まれるため、地域の担い手不足等の深刻化などが懸念されている。そのため、県では新たに地域内外の多様な人材との連携による関係人口の増加を目的として、東三河県庁と大学等（※2）との連携協定（※3）を活用し、まち歩きや住民との懇談会等を通じて、若者視点での活動地域の魅力、問題点などを洗い出すとともに、地域住民と学生による新たな関係人口の創出を図り、学生にとっても、地域の課題を自分ごとにさせながら学生を関係人口化させ、事業終了後も関係性が続くような事業の実施を目指す。

（※1）奥三河地域：新城市、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村

（※2）大学等：大学、短期大学及び専門学校

（※3）別表1参照

3 契約期間

契約締結日から令和9（2027）年3月12日（金）まで

4 業務内容

（1）大学等と集落・地域団体等（以下、「集落等」という。）の事前調査

ア 本事業の対象となる学生を発掘するため、東三河県庁と連携協定を締結している大学等や愛知県・長野県・岐阜県・静岡県・三重県の大学等の中から2校以上を選定し、本事業の説明及び大学等の人材やノウハウについて調査を行うこと。

ただし、2025年度事業で調査した大学等（※4）は調査対象から除くこと。

イ マッチングの対象は、奥三河4市町村の4か所以上の集落等とし、関係市町村職員及び集落等への聞き取りなどにより、受入可能な集落等や学生側に求めるニーズに関する調査を行うこと。

（2）学生班と集落等の選定及びマッチング

ア 東三河県庁と連携協定を締結している大学等の学生を構成員とする班を編成することを基本とし、少なくとも2班は東三河県庁と連携協定を締結している大学等から編成すること。

また、必要に応じてその他大学等にも拡大して編成を行うこと。

イ 学生班は1班3～10名程度、計4班程度編成すること。

ウ 活動する集落等は1班1か所以上とし、（1）のそれぞれの特性・ニーズに応じてマッチングを行うこと。

エ 前年度の事業実績を踏まえて、学生班のうち1班は、愛知大学の学生で編成し、県が示すプログラム（※5）により新城市の四谷の千枚田における保全活動に取り組むこと。

(3) 対象集落等における現地活動

ア 活動地域において、地域住民への地域の課題などのヒアリング及びそれに基づく実践活動を学生に実施させること。

イ (3) アを踏まえ、活動地域の課題の解決に寄与すると考えられる持続的な活動等について、地域住民等向けに提案する機会を設けること。

ウ 現地活動は原則3日以上実施させることとし、地域住民との交流を図る機会を設けるものとする。なお、学生又は集落等の都合により現地活動を3日以上実施することが困難な場合は、1日のみ現地以外での活動に替えることができる。

エ 現地活動に際しては、イベント保険に加入すること。

(※4) 2025年度事業で調査した大学等：愛知大学、学校法人電波学園・愛知工科大学、豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部、国立大学法人豊橋技術科学大学

(※5) 別表2参照

5 報告書の作成

(1) 内容

事業終了後、本事業の関係人口創出に関する効果、マッチング・現地活動に関する課題をまとめた報告書(様式任意)を作成し、紙資料及び電子媒体各1部を提出すること。報告書には写真も添付すること。

(2) 提出期限

令和9(2027)年3月12日(金)

(3) 提出場所

愛知県東三河総局新城設楽振興事務所山村振興課

6 その他

(1) 事業の進捗状況について、随時、県に報告するとともに指示を受けること。

(2) 事業の実施にあたっては、大学等や関係市町村、集落等への連絡・調整を必要に応じて行うこと。

(3) 本仕様書に定める事項について、やむを得ない事情があるとき又はより効果的な方法であると認められるときは、県と協議のうえ変更することができる。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議して決定するものとする。

(5) 個人情報の保護に関する法律、愛知県財務規則等の関係法令等を熟知の上、業務遂行に当たること。

(6) 本事業により制作した成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、県に帰属するものとする。

(7) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。